

「IT 社会と法」分科会 第24期第3回議事要旨

開催日時：2018年9月28日（金） 16:00～18:00

場所：日本学術会議 6-C（1）会議室

出席者：川嶋四郎、鈴木秀美、野澤正充、土佐和生、松本恒雄（50音順）

議事

（1） 前回議事録の確認

（2） 佐脇紀代志氏による GDPR と日本の個人情報保護制度の比較に関するご講演

佐脇紀代志氏（個人情報保護委員会・参事官）から、「EU と日本の個人情報保護制度」と題したご講演をいただいた。同講演では、EU の一般データ保護規則（GDPR）とわが国の個人情報保護法の異同が紹介され、GDPR のわが国への影響の有無が検討された。その後、同講演について、種々の質疑応答及び協議がなされた。

（3） GDPR についての今後の本分科会における検討事項

以下のような議論がなされた。

①GDPR は、自然人によって純粋に私的な行為または家庭内の行為の過程において行われる場合以外の個人データの取扱いについて適用されることから、営利企業のみならず、非営利の学協会や研究機関の活動、さらに研究者個人の研究活動にも適用されるものであること。

②GDPR は、個人データ保護は人権の一部であるという観点から、その取扱いについて非常に厳しい原則を示しているが、膨大な前文も含めて、いろいろな例外も定められており、実際の運用がどのようになされるかは未だはっきりしないところが多いこと。少なくとも、学協会の活動が主要なターゲットとされているとは思われないこと。

③EU 域内に拠点を持たない者の代理人指定を求める GDPR27 条については、どのような場合にその指定が必要となるかが未だ明確ではなく、もし学協会について必要であるとされたとしても、友好関係にある EU 域内の学協会に協力を求めることも可能と思われること。

④GDPR と日本の個人情報保護法との間には若干の違いが見られるものの、EU から日本への個人データ移転に関して GDPR45 条に基づく十分性認定を受けられる見込みであることから、この若干の違いを意識しつつ、日本の法律に従った取扱いを行うことによって大きな問題は生じないであろうこと。

⑤欧州の学協会が GDPR に対してどのように対応しようとしているかの聞き取りを行うのが有益であること。

（4） その他

次回の会議については、GDPR への対応の検討を引き続き行うほか、AI をめぐる法的論点について外部の専門家から話しをうかがうこととなった。